

いじめ防止等対策の取り組みについて

都城工業高等専門学校

	点検項目	令和５年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	4月にサイボウズで「いじめの正確な認知について」を全教職員に通知を送付し依頼した。	2月に、本校のいじめ防止等基本計画に基づき、全教職員（非常勤含む）を対象としていじめに関するセルフチェックを行う予定であり、いじめの定義についても確認する。 Formsを利用することから学生課にて回答を集約でき、教職員の回答率及びそれぞれの理解度を把握することができる。	令和7年2月実施予定
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	5月、6月、7月、11月、12月、2月、3月にいじめ対策委員会を開催し、情報共有や対策の検討を行った。	令和6年度も定期的に委員会を開催し、情報共有している。	12月末までに計5回開催。3月までに1回以上開催予定
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	9月と1月に教職員向けのいじめに関する研修を実施した。	2月に、研修を実施する予定。	令和7年2月実施予定
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	サイボウズにいじめ対策委員会規則や関連するガイドライン等を掲載しており、5.の周知時に合わせて周知した。	令和6年度も周知した。	令和6年4月
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	前年度3月中に令和５年度いじめ防止プログラムを策定し、4月にサイボウズで周知した。	令和6年度も周知した。	令和6年4月
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	6月と1月にいじめ防止及び発見のための情報共有についてサイボウズで周知した。	令和6年度も周知した。	令和6年4月
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	サイボウズにいじめ防止等対策ポリシーを掲載しており、4月に周知している。本校いじめ防止等基本計画にて重大事態に関する役割を定めている。	サイボウズにいじめ防止等対策ポリシーを掲載しており、掲載URLを4月に周知している。 本校いじめ防止等基本計画にて重大事態に関する役割を定めている。	令和6年4月
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめ事案に係る早期発見・事案対処マニュアルに則り、速やかに情報を関係教職員で共有している。	引き続き関係教職員で情報共有している。	令和6年4月
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	3月のいじめ対策委員会にて基本計画・いじめ防止プログラム等を検証し、令和6年度の実施計画を策定した。	令和5年度の点検をもとに令和6年度のいじめ防止プログラム等を作成し、これに沿って実施している。	令和6年3月下旬に点検・評価及び令和6年度いじめ防止プログラムを作成。
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年４回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	年4回いじめに関するアンケート等を実施し、気になる学生については関係教職員に情報共有し、いじめ対策委員会にも報告している。	今年度も学生相談支援室やいじめ対策委員会等でアンケートを実施している。	令和7年1月末までに4回実施（令和6年4月～5月、10月、12月、令和7年1月）
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	いじめ対策委員会のメンバーにスクールカウンセラーは含まれている。スクールカウンセラーが得た気になる学生の情報は、学生相談支援室を通じて関係教職員に情報共有されている。	いじめ対策委員会のメンバーにスクールカウンセラーは含まれている。また、スクールカウンセラーが得た気になる学生の情報は、学生相談支援室を通じて関係教職員に情報共有されている。	適宜実施
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめに関する直接的な研修は行えなかったが、関連するものとしてゲートキーパー養成講座を1～3年生に実施した。	いじめに関する研修として、3年生を対象にいじめ防止に関する後援会を実施した。また、1年生～2年生を対象にゲートキーパー養成講座を行った。	令和6年6月及び11月に実施
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	学生がいじめに関する理解を深める取組を実施できなかったため、令和６年度は実施できるよう計画している。	アンケート冒頭に記載し理解を促した。	令和6年12月実施
14	学生自らが、いじめ問題にが主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	いじめ防止プログラムにおいて学生会によるイベントを計画しており、11月～12月の1週間をいじめ防止週間として川柳を募集し、12月の学生総会にて発表を行った。	いじめ防止プログラムにおいて学生会によるイベントを計画しており、11月～12月の1週間をいじめ防止週間として川柳を募集し、12月の学生総会にて発表を行った。また、作品を掲示した。	令和11月～12月に募集、12月に発表及び掲示
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ホームページにいじめ防止等基本計画といじめ防止プログラムを掲載しているほか、令和5年度のいじめ防止等の取組に関する評価・改善についてもホームページにて掲載した。また、前述14の取組については3月に刊行した「学園だより」にも掲載した。	ホームページに、いじめ防止等基本計画といじめ防止プログラムや、令和5年度のいじめ防止等の取組に関する評価・改善をホームページにて掲載している。また、前述14の取組について3月に刊行する「学園だより」へ掲載予定。	令和7年1月
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめ対策委員会にて被害者・加害者及びその保護者への連絡方法も検討し、委員会の対応方針を伝えている。	引き続き、委員会で連絡方法について検討し対応方針を伝えている。	適宜実施
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	3月に開催された評議員会にていじめ防止等の取組について報告し、評価をいただいた。	九州地区の高専間で相互監査を行えないか連携について協議中。	令和7年3月実施予定
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	犯罪行為が疑われる場合には警察等にも情報を共有し連携している。	引き続き情報共有、連携している。	適宜実施